

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組むため、平成17年度に、次世代育成支援行動計画を策定しました。計画の推進にあたっては、市が実施している施策や事業について、毎年推進状況を検証し、その結果を翌年以降の実施に反映させるPDCAサイクルを行ってきました。

また、子ども・子育て支援法により策定が義務づけられた「子ども・子育て支援事業計画」についても、次世代育成支援行動計画の評価と、今後の少子化と子育てに関するニーズの増加・多様化という2つの要素を見定めながら、これまで連綿と取り組んできた子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実させたり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではありません。「家庭」「地域」「行政」が少子高齢社会の現状と課題について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で、子どもを取り巻く環境について考え、安全・安心な子育て環境の推進に取り組むことが必要です。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念については、「子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」としました。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、子育てをめぐる様々な課題解決に取り組むとともに、これまでの取り組みを発展させることによって、子どもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全で安心して子育てができるまちを目指します。

2 計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

妊娠・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行い、家庭や子どもを持ちたいというすべての人々の希望を実現できる社会を目指します。

すべての子どもを支える視点

子どもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべての子どもが健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況などにより、社会的支援を必要とする子どもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

地域全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援を質・量共に充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる社会を目指します。

3 施策体系

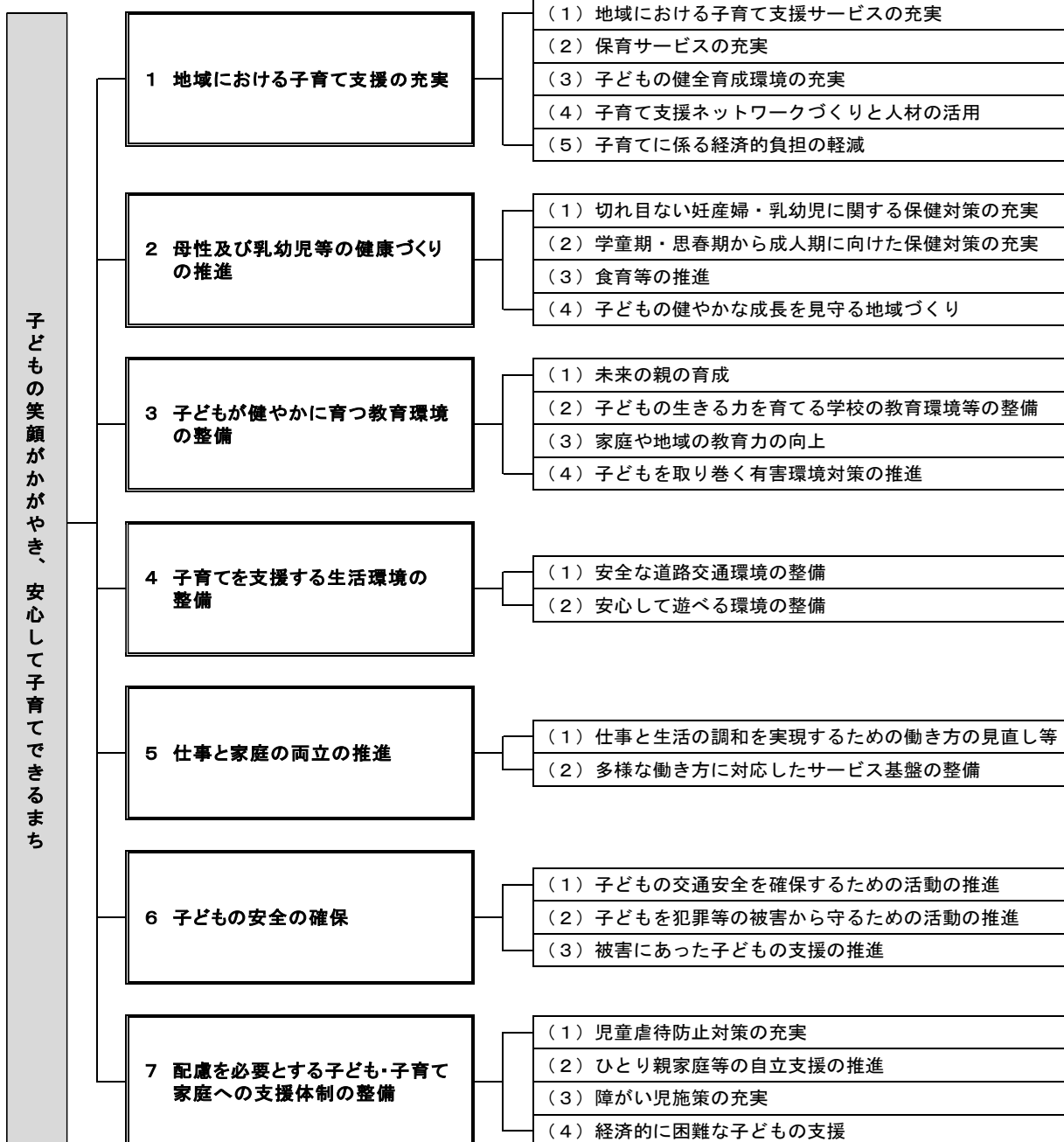
基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取組みや市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化（事業の充実）を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策》



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

また、幼児教育・保育の無償化と併せて、必要な助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

目指す姿

- すべての子育て家庭が必要とするサービスを受けることができます。
- 保護者の育児の不安や負担が軽減され、肯定感を持って子育てをしています。
- 子育てが地域の人に支えられ、孤立感や子育てに対する不安が解消しています。

【成果指標と目標値】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
保育施設における待機児童数	28 人	0 人
子育てに関して楽しいと感じる割合(子育てアンケート)	66.0%	68%以上
子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合(子育てアンケート)	90.7%	現状値以上
学校等以外で、子ども同士や他の世代との交流ができる場を持っていると感じる割合(子育てアンケート)	52.6%	57%以上

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、家庭における子育て負担は厳しさを増しています。また、社会経済や地域社会の変化に伴って、妊娠、出産、子どもの健全育成に至るニーズは大きく変化してきており、子育てに関する多様なニーズへの適切な対応が求められています。

このため、一時預かりや病児・病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組みます。また、これらのサービスを必要とする方が的確に利用できるように、広報紙や「子育てポータルサイト」「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」等を活用して、子育て支援サービスの情報提供に努めます。

さらに、各種相談支援体制を整備するとともに、身近な地域において、保護者が子ども連れで気軽に交流でき、かつ、子育てについての相談・助言が受けられる場の充実に努め、保護者の育児負担の軽減を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-1	★子育て世代包括支援事業	妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、必要な支援へとつなぐ、子育て世代総合サポートセンターを運営します。	子育て支援課 健康推進課
1-2	★地域子育て支援拠点事業	出産から育児まで、子育てに関する情報提供や専門職による相談対応・助言を行うとともに、各種講座やイベントを開催することで、親子同士が交流を図ることのできる地域子育て支援センターを運営又は助成します。	保育課
1-3	産前産後ヘルパー派遣事業	家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない母親が安心して子育てできるよう、産前産後において有償のヘルパー派遣サービスを提供します。	子育て支援課
1-4	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-5	★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病その他理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課
1-6	★病後児保育	病気やケガなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育課
1-7	★病児保育	病気やケガなどにより集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育課
1-8	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病や冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所（園）において保育を行います。	保育課
1-9	★幼稚園における預かり保育	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、通常の実施時間の前・後等に預かり保育を実施します。	学校教育課
1-10	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営又は助成します。	子育て支援課
1-11	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、余裕教室の活用や学校敷地内の建設などにより、放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課
1-12	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援ポータルサイトを活用し、子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て関連団体の情報提供を行います。併せて「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」の配布による紙媒体での情報提供を行います。	子育て支援課
1-13	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所（園）巡回相談、利用者支援事業（★）、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立榎の実特別支援学校教諭による巡回相談（幼稚園、保育所）、療育に関する相談支援を実施します。	子育て支援課 保育課 学校教育課 総合教育センター 障がい者支援課

(2) 保育サービスの充実

子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、保育所（園）等の整備をはじめ、地域型保育事業、延長保育・障がい児保育の充実や、効率的な施設運営方策の検討など、ハード・ソフトが一体となった保育サービスの拡充を推進します。

あわせて、保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童が、やむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合の、保護者の経済的負担の軽減に取り組みます。

また、保育の質の向上のため、保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めるとともに、保育士の負担軽減や保護者の利便性向上のため、保育所業務のＩＣＴ化を推進します。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1-14	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育課
1-15	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育課
1-16	★障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育課
1-17	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育課
1-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めます。	保育課
1-19	保育所業務効率化推進事業【新規】	保育士の負担軽減や保護者の利便性向上を図るため、保育所へシステムを導入し、業務効率化と更なる保育の充実に努めます。	保育課
1-20	入所待ち補助金事業【新規】	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童が、やむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的負担を軽減します。	保育課
1-21	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
1-22	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
1-23	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	保育ニーズや施設の維持管理状況を踏まえながら、市立保育所及び市立幼稚園の将来のあり方について検討し、効率的な管理運営方法を推進します。	子育て支援課 保育課 学校教育課

(3) 子どもの健全育成環境の充実

放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めるとともに、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組めます。

また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、新・放課後子ども総合プランも踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-24	★保育所（園）の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域の子どものふれあいと交流の場を提供します。	保育課
1-25	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育課
1-26	子どもの遊び場の適正管理等	子どもの遊び場の適正な維持管理に努めます。	子育て支援課
1-27	放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、心豊かで健やかな児童の育成と地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
1-28	青少年教育推進事業	児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供し、心豊かなたくましい子どもを育成するため、青少年育成団体への支援や講座等を実施します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-29	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体で子どもを育む活動を推進します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-30	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	スポーツ、レクリエーション等の活動を通して、地域の子どもから高齢者まで共に活動できる市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、地域住民の交流促進を目指します。 ・5地区の連携を目的とした連絡協議会の運営 ・スポーツイベントの実施（スポーツ教室、交流大会、ウォーキングフェスタ） ・クラブマネージャーの育成	体育振興課
1-10 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営又は助成します。	子育て支援課
1-11 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、余裕教室の活用や学校敷地内の建設などにより、放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課

（４）子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

子育て家庭に対して、きめ細かな子ども・子育て支援サービスや保育サービスを提供することと併せて、地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援を行っているボランティア・ＮＰＯとの子育てイベントの共催実施や、各種団体への必要な支援を行い、地域における子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1-31	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所（園）、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・ＮＰＯ等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育課
1-32	子育て支援ボランティア・ＮＰＯへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・ＮＰＯへの支援、子育てイベントの共催を実施します。	子育て支援課 保育課
1-33	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
1-34	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	青少年育成関係団体で組織する青少年育成袖ヶ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る体制づくりを推進します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-35	地域福祉活動団体支援事業【新規】	地域コミュニティの形成を目的として、主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援します。	地域福祉課
1-4 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-12 【再掲】	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援ポータルサイトを活用し、子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て関連団体の情報提供を行います。併せて「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」の配布による紙媒体での情報提供を行います。	子育て支援課

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

ひとり親世帯をはじめ、多くの子育て世帯は経済的な負担や不安を抱えています。

このため、中学生までの子どもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化実施に伴う子育てのための施設等利用給付を円滑に実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

【具体的事業】【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1-36	幼児教育・保育の無償化【新規】	幼稚園や保育施設などに通う3歳以上の児童の保育料を無償とします。また、3歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育課 学校教育課
1-37	中学生までの子どもの医療費助成	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課

幼児教育・保育の無償化について

【対象者】

- 幼稚園、保育所（園）又は認定こども園などを利用する3歳から5歳の子ども
- 住民税非課税世帯の0歳から2歳の子ども
 - ※児童の年齢は各年度の4月1日が基準日となります。
 - ※幼稚園は、満3歳を迎えた日から対象となります。
 - ※幼稚園以外の施設は、3歳になった最初の4月から就学前までの期間が対象となります。

【対象サービスと無償化の内容】

対象となる施設	対象となるサービス	無償化の内容
幼稚園	幼稚園（新制度）	保育料を無償化
	幼稚園（新制度未移行）	月額 25,700 円まで無償化
	預かり保育 ※保育の必要性の認定が必要	月額 11,300 円まで無償化（住民税非課税世帯の満3歳の子どもは月額 16,300 円まで無償化）
認定こども園	認定こども園 ※保育園部分利用の方は、保育の必要性の認定が必要	保育料を無償化
認可保育所（園）など	保育所（園）、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育 ※保育の必要性の認定が必要	保育料を無償化
認可外保育施設など	認可外保育施設、一時預かり、病児保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター ※保育の必要性の認定が必要	月額 37,000 円まで無償化（住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもは月額 42,000 円まで無償化）
就学前の障がい児の発達支援施設	児童発達支援、保育所等訪問支援など	利用者負担を無償化 ※ほかの施設などを併用の場合、両方とも無償

※その他、企業主導型保育も対象となります。

※食材費、行事費、通園送迎費などは、原則実費負担となります。

【無償化のための手続き等】

- 無償化のための保育給付を受けるには、市から認定を受けている必要があります。また、保育の必要性の認定が必要なサービスもあります。
- 保育の必要性の認定とは、就労等の理由により、保護者に代わって子どもを保育する必要性があることの認定です。

2 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身共に健やかに成長できるよう、保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援、地域・学校・企業等のネットワークの構築を目指します。

また、思春期特有の体や心の問題について正しい知識の啓発・指導、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等を実施していくとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

目指す姿

- 妊娠期からの切れ目ない支援により、妊娠期間を健やかに過ごすとともに、安心して出産に臨み、子育てすることができています。
- 子どもたちが健康に対する理解や健康づくりの大切さを認識するとともに、自主的に健康管理を行いながら、健康で安全な生活を送っています。
- 幼児期からの食育に対する意識づけと主体的な取組みの実践により、食を通じて健全な体と豊かな心を育んでいます。

【成果指標と目標値】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
子どもを産み育てやすいと感じる割合(子育てアンケート)	68.3%	70%以上
子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合(子育てアンケート)	75.5%	79%以上

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

子育て家庭の不安や負担を軽減することは、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進める上で重要な要素の一つとなります。

このため、妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、保健、医療、福祉及び教育分野との連携を図りつつ、必要な支援へとつなげていきます。

また、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえ、母子保健計画策定指針に基づき、本計画の一部に母子保健計画を組み込み、切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援体制の構築と母子保健サービスの充実を図ります。

【具体的事業】 ★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
2-1	母子保健に関する各種相談・教室	安全な妊娠・出産と健全な育児を促すことができるよう、妊娠期から乳幼児期の生活習慣（保健・歯科・栄養）について、相談や教室で指導を行います。また、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	健康推進課
2-2	★妊婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子健康手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	健康推進課
2-3	妊産婦・新生児訪問指導	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	健康推進課
2-4	産後ケア事業【新規】	産後4か月までの母親と赤ちゃんを対象に、産後における心身の不調や育児への不安等の解消のため、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	健康推進課
2-5	巡回歯科保健指導（乳幼児）【新規】	幼児を対象に、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、保育所（園）・幼稚園等への巡回歯科保健指導を実施します。	健康推進課
2-6	幼児健康診査（1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・2歳児歯科健康診査）	幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科指導を含めた育児等の保健指導を行います。未受診者に対する受診勧奨も積極的に行います。	健康推進課
2-7	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるよう予防接種に関する情報提供や相談・指導を行います。	健康推進課
1-1 【再掲】	★子育て世代包括支援事業	妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、必要な支援へとつなぐ、子育て世代総合サポートセンターを運営します。	健康推進課 子育て支援課

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

未来の親となる子どもたちの将来に向けて、生命（いのち）の大切さを理解できる機会を設け、心身の健康や性に関する正しい知識の普及や、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等に関する普及啓発、健康教育、講習会に取り組みます。

また、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、小中学校への巡回歯科保健指導を実施するなど、学童期・思春期における保健対策の充実を図ります。

【具体的事業】 【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
2-8	巡回歯科保健指導（小中学生）【新規】	小学生・中学生を対象に、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、小学校・中学校への巡回歯科保健指導を実施します。	健康推進課
2-9	性に関する正しい知識の啓発・指導	保健所等関係機関との連携を密にし、望まない妊娠の減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課
2-10	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	地域・学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課

(3) 食育等の推進

「楽しく食べること」から、親子の心の絆を深め、乳幼児の健やかな心身の発達に応じた食育は、生涯にわたって心身共に健康的な生活を送る基礎となります。

乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活が営むことができるよう支援の充実に努めます。

また、生活習慣病予防のための検査と、必要に応じた相談を実施するなど、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
2-11	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	子どもたちが生涯にわたり、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいけるよう、食育基本法を受け、乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育課 学校教育課
2-12	学童・思春期の生活習慣病予防の支援	生活習慣病予防のための検査を小学校4年生・中学校2年生に実施し、必要に応じて健康相談を実施します。	健康推進課 学校教育課
2-13	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、保健センター・公民館等において栄養・食生活に関する相談や講習会を開催し、望ましい食生活の実践に向けて普及・啓発等を実施します。	健康推進課

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域において安心して子どもを産み、育てていくには、子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークをつくることにより、地域全体が親子を見守り支える機運醸成が重要となります。

そのため、日常の活動を通じて関係機関の相互連携の強化と地域ネットワークの構築を図り、地域での身近な子育てを支援していきます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1-31 【再掲】	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所（園）、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実に図ります。	子育て支援課 保育課

3 子どもが健やかに育つ教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育み、自ら学び、考え、行動できるようにするため、日常の遊び、自然体験・社会体験のほか、様々な学習の機会の中で、多くの人々と交わり・ふれあい、「生きる力」を育むことのできる、教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を目指した取組みの推進を図ります。

目指す姿

- 子どもの生きる力の育成に向けた地域の教育環境が整備され、子ども一人ひとりが集団生活を通して、丈夫な体と豊かな心を育んでいます。
- 地域の協力を得ながら、様々な体験・活動や学習の機会が提供され、子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進めています。

【成果指標と目標値】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合 (子育てアンケート)	69.0%	72%以上
子どもが自然・社会・文化などの体験しやすい環境だと感じる割合 (子育てアンケート)	66.5%	69%以上

(1) 未来の親の育成

子どもは未来の親になるという認識のもと、豊かな人間性の形成や、自立した家庭を築く糧となる、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-1	家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課

（２）子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向け、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、小中学校だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育んでいく必要があります。

確かな学力の向上のために、引き続き外国語教育、情報教育、読書教育を推進していくとともに、豊かな心を育むため、多様な体験活動を推進します。

また、学校評議員制度や学校評価の活用等により、引き続き地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

さらに、思春期に多い悩みごとへの対応として、心の相談員の中学校への配置やスクールカウンセラーによる小中学生への相談対応に取り組めます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-3	外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語（英語）によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALTコーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	総合教育センター
3-4	情報教育推進事業、 学校ICT教育支援事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター
3-5	読書教育推進事業、 学校図書館支援センター運営事業	学校司書を市内各校に配置します。また、学校図書館においては、読書支援センター・学習情報センターとしての機能の向上を図るとともに、調べ学習への取り組みなど読書教育の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター
3-6	学校音楽鑑賞教室の開催	市内小中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育みます。	生涯学習課
3-7	小中学校体験活動推進事業	自然の中での困難体験や生活体験を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい児童生徒を育成します。	学校教育課
3-8	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行う中で基礎学力の向上を図るため、市内各小中学校12校へ教員免許状を持つ市臨時職員を配置し、個人差の大きい基礎的な計算の技能など個々に対応した支援を行います。	学校教育課
3-9	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
3-10	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
3-11	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄につながるケースがあります。また、全国的に核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進行し、「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれています。

家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚して地域全体で教育に取り組む体制をつくり、連携・協力して地域の教育力向上を図ります。

また、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、読書を通じた子どもの心の健やかな発達を支援していくとともに、発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供し、家庭教育力の向上を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-12	ブックスタート事業	保健センターでの4か月児教室又は中央図書館にてブックスタートパックの配布を行い、赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子の絆を深めるとともに、子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
3-13	すきすき絵本タイム事業	公民館図書室ですきすき絵本タイムを開催し、赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子の絆を深めるとともに、子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
3-14	ねがたオープンキャンパス（ねこまる）	地域の若者たちが仲間づくりをするとともに、公民館登録サークルや地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習相談、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形公民館
1-33 【再掲】	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
3-1 【再掲】	家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2 【再掲】	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進が必要です。

また、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、情報モラルに関する指導を推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-4 【再掲】	情報教育推進事業、 学校ＩＣＴ教育支援 事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のＩＣＴ環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター

4 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安心して子育てができるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子どもが身近な場所で、安心して遊ぶことのできる場所づくりを進めます。

目指す姿

■ 子どもと保護者が安心して外出し、遊ぶことができる生活環境が整備されています。

【成果指標と目標値】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合(子育てアンケート)	53.4%	57%以上
公園施設のバリアフリー化率	58.6%	63%以上

(1) 安全な道路交通環境の整備

通学路における道路改良工事及び交通安全対策工事を推進し、安全な道路交通環境の実現を図ります。

【具体的事業】 【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
4-1	園児等の移動経路における交通安全対策 【新規】	未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、事故防止対策を実施します。	保育課 子育て支援課 学校教育課 土木管理課 土木建設課
4-2	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課

(2) 安心して遊べる環境の整備

都市公園において、ベビーカー等の利用を考慮したバリアフリー化を推進するとともに、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
4-3	都市公園の整備	都市公園のバリアフリー化を推進するとともに、樹木の間引きや剪定など適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努め、犯罪の防止を図ります。	都市整備課
1-26 【再掲】	子どもの遊び場の適正管理等	子どもの遊び場の適正な維持管理に努めます。	子育て支援課

5 仕事と家庭の両立の推進

男女が共に仕事と家庭での生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業主や地域住民への広報・啓発に取り組めます。

また、子育て世帯を応援するために、多様な働き方に対応した保育サービス基盤の充実を図ります。

目指す姿

■ 子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービスを選択し、利用でき、一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保たれています。

【成果指標と目標値】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
仕事と家庭での生活の両立が図られていると感じる割合(子育てアンケート)	65.5%	68%以上
保育施設における待機児童数(再掲)	28 人	0 人

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

夫婦共働きのスタイルが増え、また男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。このため、働き方の見直しや育児休業等の取得に係る情報提供や啓発活動を行うことと併せて、企業や雇用主に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。

また、男性の子育てや介護の参画を促進します。

【具体的事業】 【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
5-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保てるよう、働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、ワーク・ライフ・バランスを普及促進するため、法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。	市民活動支援課 商工観光課
5-2	男性の子育て・介護の参画促進【新規】	男女が共に育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性の家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	市民活動支援課
5-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	総務課

(2) 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備

仕事と家庭での生活の両立を推進するため、様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-4 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-6 【再掲】	★病後児保育	病気やケガなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育課
1-7 【再掲】	★病児保育	病気やケガなどにより集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育課
1-9 【再掲】	★幼稚園における預かり保育	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、通常の教育時間の前・後等に預かり保育を実施します。	学校教育課
1-10 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営又は助成します。	子育て支援課
1-11 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、余裕教室の活用や学校敷地内の建設などにより、放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課
1-14 【再掲】	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育課
1-15 【再掲】	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育課
1-17 【再掲】	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育課
1-21 【再掲】	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
1-22 【再掲】	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
1-23 【再掲】	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	保育ニーズや施設の維持管理状況を踏まえながら、市立保育所及び市立幼稚園の将来のあり方について検討し、効率的な管理運営方法を推進します。	子育て支援課 保育課 学校教育課

6 子どもの安全の確保

すべての子どもが地域で安全に安心して暮らせるよう、地域住民と連携し、子どもを交通事故や犯罪等から守り、健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

目指す姿

- 子どもたちは、日常生活の中で、交通安全のルールや防犯意識を身に付け、犯罪などに巻き込まれない力が培われています。
- 地域の連携により、事故や犯罪から子どもたちが守られています。

【成果指標と目標値】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合(子育てアンケート)	34.7%	38%以上
地域における防犯活動が活発であると感じる割合(子育てアンケート)	43.1%	47%以上

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、保育所(園)、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育指導、交通安全啓発活動に取り組みます。

また、園児等の移動経路における事故防止対策に取り組むなど、総合的な交通事故防止対策を推進します。

【具体的事業】 【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
6-1	交通安全教育指導事業	幼児、小中学生に正しい交通ルールとマナーが身に付くよう交通安全教室を実施します。	市民活動支援課
6-2	交通安全啓発事業	交通安全連絡協議会・交通安全母の会を中心に交通安全啓発活動を実施します。	市民活動支援課
4-1 【再掲】	園児等の移動経路における交通安全対策 【新規】	未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、事故防止対策を実施します。	土木建設課 保育課 子育て支援課 学校教育課 土木管理課
4-2 【再掲】	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課

（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有した上で、各種パトロールを実施するなど、連携して防犯活動等に取り組めます。

また、子どもが危険を感じたときに保護を求められる場所として、「子ども１１０番連絡所」を市内に488箇所設けていますが、今後も設置拡大を図ります。

さらに、不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室や、小中学校等での防犯講習会を継続して実施していくほか、不審者情報が関係機関に寄せられた場合は、情報を市内子育て関係機関等に提供し、注意を喚起します。

また、災害等から子どもを守るために、保育所（園）・幼稚園・学校等において防災マニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
6-3	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ、警察等の協力を得ながら講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールなどの各種パトロールを実施します。	市民活動支援課
6-4	各種パトロール（学校関連）	地域安全パトロール、学校安全パトロールを実施します。	学校教育課 総合教育センター
6-5	不審者情報の提供	市民生活安全メール、学校連絡メール、FAX、電話等で不審者情報を市内子育て関係機関等に提供・共有します。	保育課 学校教育課
6-6	子ども１１０番連絡所	子どもの緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども１１０番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課
6-7	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課
6-8	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 市民活動支援課
6-9	自主防災活動	保育所（園）、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的に実施します。	保育課 学校教育課

(3) 被害にあった子どもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもについて、カウンセリングや保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施しており、今後もその充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
6-10	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	子育て支援課 保育課 学校教育課
3-9 【再掲】	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
3-10 【再掲】	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課

7 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見し、適切な対応がとれるよう、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がいのある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

目指す姿

- あらゆる機会において虐待が早期に発見され、適切・迅速な対応により子どもが守られています。
- 障がいのある子どもたちが、障がいの特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援や整備された環境のもとで、一貫した療育支援を受けています。
- 子育て家庭が相談しやすい環境や各種情報・支援が提供され、家庭環境にかかわらず、すべての子どもが心身共に健やかに成長しています。

【成果指標と目標値】

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
児童虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組みが進んでいると感じる割合(子育てアンケート)	31.1%	34%以上
障がい児を受け入れている保育所(園)、認定こども園、放課後児童クラブの数	17 箇所	現状値以上

(1) 児童虐待防止対策の充実

すべての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有しており、児童虐待は発生予防と、発生した場合の早期発見・早期対応、また、地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し取り組むことが極めて重要です。

児童福祉担当部局と母子保健担当部局のほか、保育所(園)・幼稚園・学校等の間で常に緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応に努めるとともに、要支援児童及び要保護児童等への支援業務や、関係機関との連絡調整を行う、子ども家庭相談支援拠点の設置について検討します。

また、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に取り組むとともに、相談対応や援助技術等の提供等により、相談体制の強化を図ります。

【具体的事業】 【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
7-1	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士や家庭相談員が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	子育て支援課
7-2	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議を定期的開催するとともに、個別支援会議を随時開催します。児童相談所等の子育て関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
7-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課
7-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、主任児童委員との連携を図ります。	子育て支援課
7-5	子ども家庭総合支援拠点の設置の検討【新規】	子ども家庭支援員、虐待対応専門員を常時設置し、要支援児童及び要保護児童等への支援業務や、関係機関との連絡調整等を行う、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の支援について、平成26年に母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正され、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化されています。

母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子・父子自立支援員による自立支援相談の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの展開と各種手当等の経済的な支援に取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
7-6	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等が保険適用医療を受けた際の自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課
7-7	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	ひとり親家庭の親等の自立就業相談等を実施します。	子育て支援課
7-8	母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活援護資金の貸付	福祉資金・生活援護資金の貸付を行います。	子育て支援課
7-9	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合、母子生活支援施設等への入所を図ります。	子育て支援課

(3) 障がい児施策の充実

障がい児施策にあつては、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見が効果的であることから、今後も、関係機関と連携しながら、障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の実施に努めます。

小中学校においては、特別支援教員を全小中学校に配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、軽度の言語障がいなどを持つ児童には通級指導を行います。

保育所（園）においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受け入れており、放課後児童健全育成事業においても受入れの拡充を図ります。

また、経済的負担の軽減を図るため、障がい児を対象とした在宅福祉サービスの提供や、医療費助成等を行います。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
7-10	療育支援	療育に関する相談支援や療育（心理、言語、運動）に関する支援及び施設（保育所、幼稚園等）への訪問指導支援を実施します。	障がい者支援課
7-11	巡回相談員の派遣	幼・保・小中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童、生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課
7-12	通級による指導	軽度の言語障がい及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課
7-13	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援を必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	学校教育課
7-14	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課
7-15	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障がい児を受け入れた放課後児童クラブに補助金を加算します。	子育て支援課
7-16	重度心身障がい者（児）医療費等の支給	重度心身障がい者（児）が保険適用医療を受けた際の自己負担額を支給します。	障がい者支援課
7-17	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのある子どもが住み慣れた地域で生活できるよう、（児童）居宅介護、（児童）デイサービス、（児童）短期入所を実施します。	障がい者支援課
7-18	心身障がい児の更生施設、療護施設への入所	家庭での養育困難な心身障がい児について、児童相談所と連携して入所を支援します。	障がい者支援課
1-16 【再掲】	★障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育課

（４）経済的に困難な子どもの支援

生活の困窮は特別な世帯に起こるものではなく、失業や疾病、離婚や死別等をきっかけに誰にでも起こる可能性があります。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身共に健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための施策を推進する必要があります。

また、経済的困難を抱える子どもがその才能を活かせないこと、希望を実現できないことは社会にとっても損失であることから、経済的困難を抱える子どもとその家庭に配慮し、子どもの年齢及び発達の程度に応じた、健やかな育ちを支援する施策を推進していく必要があります。

市では、経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給するほか、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援していきます。

【具体的事業】 【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
7-19	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課
1-35 【再掲】	地域福祉活動団体支援事業【新規】	地域コミュニティの形成を目的として、主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援します。	地域福祉課

